

高知市住宅耐震改修費等補助事業

住宅耐震改修補助金 申請マニュアル(木造用)

令和8年度版

〒780-8571

高知市本町5丁目1番45号

高知市 建築指導課

TEL:088-823-9470 FAX:088-823-9454

E-mail : kc-171300@city.kochi.lg.jp

目 次

◇ はじめに	・ ・ ・ ・ ・ p. 2
【注意事項】 ●補助事業について	
●申請書類について	
◇ 補助金の内容	・ ・ ・ ・ ・ p. 3
(1)補助対象者	
(2)補助対象となる住宅	
(3)補助金額	
◇ 耐震改修設計・工事を依頼できる事業者	・ ・ ・ ・ ・ p. 4
◇ 補助金申請の流れ	・ ・ ・ ・ ・ p. 5
◇ 補助金交付申請の様式及び記入例	・ ・ ・ ・ ・ p. 6
◇ 公的証明書等の有効期限	・ ・ ・ ・ ・ p.32
◇ 住宅耐震改修証明書の発行について	・ ・ ・ ・ ・ p.33
◇ おわりに	・ ・ ・ ・ ・ p.34

はじめに

高知市では地震に強い安全なまちづくりを進めるために、旧耐震基準(昭和56年5月以前)で建築された住宅の耐震改修工事を行う方に対して、耐震改修設計と耐震改修工事の費用の一部を助成し、市民の耐震対策を支援しています。

申請は、高知県に登録された耐震診断士や設計士があなたの代理人として手続きを進めてくれますが、耐震診断士等と協力しながら事業を実施してください。

本事業は「高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱」に基づき運用します。そちらもあわせてご確認ください。

注意事項

● 補助事業について

1. 高知市から補助金の決定通知がおりるまでは事業に着手することはできません。また、着手した後に補助金を申請することもできません。
2. 過去に高知市の住宅耐震改修工事補助金を受けている場合は申請することはできません。(ただし、過去に設計補助金のみを受けている場合は住宅耐震改修工事補助金のみを申請することは可能)
3. 販売目的(耐震改修した後に建物を売って利益を得る)で補助金を申請する事はできません。
4. 補助金は、補助の事業(耐震改修設計、耐震改修工事)が完了後に必要書類を提出し、補助金額が確定された後に支払われます。設計や工事の途中で取りやめた場合は補助金は支払われません。
5. 補助金は予算の範囲内で行われます。その年度の予算がなくなった場合は受付を終了いたします。
6. 建築基準法の改正により令和7年4月から、200㎡以下の平家建てを除いて大規模な修繕・模様替えに該当する場合は、建築確認申請が必要となります。

● 申請書類について

1. 申請書類は公文書となりますので、印字したものや黒ボールペンを使用してください。鉛筆や消せるボールペンは使用できません。
2. 申請書の欄に「本人が手書きしない場合は、記名押印してください」とある場合は、申請者本人が手書きをするか押印(認めで可)をしてください。また、複数の書類に押印する場合は、印章は同じものを使用してください。
3. 申請書類に訂正があった場合は訂正後のものに差し替えるか訂正印を押してください。ただし、金額の訂正はできませんので差し替えとなります。
4. 修正テープや修正液で修正した書類をそのまま提出することはできません。修正した書類をコピーして提出することは可能です。

補助金の内容

(1)補助対象者(申請者)・・・次の要件をすべて満たす必要があります

- ①対象となる住宅の所有者又は所有者の家族
- ②高知県税及び高知市税を滞納していない方

- ・所有者が複数人いる場合は、代表者1人が申請者となります。
- ・所有者が亡くなっている場合は、相続人の方が申請者となります。
- ・建物を前所有者から購入したばかりで、所有権移転登記がまだの場合は、売買契約書等で確認いたします。
- ・賃貸物件の借主が申請者になることはできません。

(2)補助対象となる住宅・・・次の要件をすべて満たす必要があります

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②木造住宅であること
- ③耐震診断士が診断を行い、住宅耐震診断上部構造評点のうち最小の値が1.0未満である住宅が耐震改修工事により1.0以上となることが条件

耐震性能の判定表

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

- ・住宅に明らかな法令違反のないこと。(耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除きます)
- ・店舗等の用途を兼ねる併用及び兼用住宅については、店舗等部分の面積が、延べ床面積の1/2未満であること。
- ・木造住宅であっても、ハウスメーカー等で建てられた丸太組構法、工業化住宅(プレハブ住宅等)の住宅は対象外です。
- ・建物の登記簿や固定資産税の名寄帳が昭和56年6月以降であっても、建築確認の確認日が昭和56年5月以前であれば対象になる場合がありますのでご相談ください。

(3)補助金額(上限)

- ①耐震改修設計費 … 205,000円 + 19,800円(評定料)
- ②耐震改修工事費 … 1,250,000円(工事費の8割) + 19,800円(評定料)

- ・1棟当たりの金額です。
- ・1,000円未満の端数は切り捨てとなります。(評定料は除く)
- ・共同住宅・長屋の場合で4戸以上の耐震改修設計費の上限額は410,000円です。
- ・申請者が法人の場合の耐震改修工事費の上限額は1,000,000円(工事費の8割) + 19,800円です。
- ・設計、工事の技術審査は評定機関に依頼していただきます。

◆耐震改修設計及び耐震改修工事を依頼できる事業者

①耐震診断士

高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された建築士です。耐震診断士が設計を行い、工事の現場確認を行います。

※設計と工事の耐震診断士が別の方でもかまいません。

②登録設計事務所

高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された建築士事務所です。耐震改修設計の設計図書を作成します。

③登録工務店

高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店です。耐震改修工事を行います。

◆評価機関

高知県住宅・建築物耐震改修支援機関登録制度要綱に基づき登録された団体です。耐震改修設計及び耐震改修工事の技術審査を行います。

◎ 一般社団法人 高知県中小建築業協会

高知市知寄町一丁目5-1 三建ビル2F

088-821-6534

◎ 一般社団法人 高知県建築士事務所協会

高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3F

088-825-1231

上記耐震診断士等は高知県住宅課のHPで名簿検索することができます。

高知県 土木部 住宅課 震災対策担当

電話:088-823-9856

HP: <https://www.pref.kochi.lg.jp/jyuutaku/subtop/>

検索サイト

高知県住宅課 耐震改修

🔍 検索

補助金申請の流れ

申

①耐震改修設計の認定申請 → p.7へ

耐震改修設計を依頼する設計事務所等が決まれば、設計を行う前に申請。年中、受付可能。

耐震改修設計の認定通知

市

(認定申請から約1週間)
※申請者には通知を郵送、事業者にはFAX等でお知らせします。

申

②耐震改修設計の実施

設計事務所等と契約を結び、耐震改修設計を実施。

評 定機関に技術審査を依頼

評

高知県に登録された評定機関に依頼。評定結果は高知市に直接届きます。
評定依頼書は下記③の交付申請書と一緒に高知市へ提出することが可能。

申

③補助金交付申請 → p.9へ

交付申請は認定通知の日付から概ね3ヶ月以内に行ってください。年度末(2~3月)は交付申請を受け付けない場合があります。

交付決定通知

市

(評定結果が届いてから約1週間)
※申請者には通知を郵送、事業者にはFAX等でお知らせします。

申

④工事の実施

工務店等と契約を結び、耐震改修工事を実施。

評 定機関に技術審査を依頼

評

高知県に登録された評定機関に依頼。評定結果は高知市に直接届きます。
評定依頼書は下記⑤の実績報告書と一緒に高知市へ提出することが可能。

申

⑤実績報告 → p.10へ

交付決定を受けた年度の1月末まで。締切までに提出できない場合は、繰越承認申請を提出。

同時に提出しても可

額確定通知

市

(評定結果が届いてから約1週間)
※申請者には通知を後日郵送、事業者にはFAX等でお知らせします。

申

⑥補助金の交付請求 → p.14へ

補助金の請求。

補助金の入金

市

(交付請求から約3週間)
※代理受領を選択している項目は事業者の指定口座に振り込まれます。1月末までに実績報告があったものは3月末までに支払われます。2月以降(繰越承認を受けたもの)に実績報告があったものは4月末以降に支払われます。

補助金交付申請の様式及び記入例

	提出する タイミング		様式名	号	ページ
認定申請	設計前	①	補助対象事業認定申請書	様式第1号	p.7
		②	委任状		p.8
交付申請	設計後 工事前	③	補助金交付申請書 (既存木造住宅)	様式第3号	p.9
実績報告	工事後	④	実績報告書(既存木造住宅)	様式第7号	p.10
		⑤	代理受領確認書		p.11
		⑥	口座振替申出書		p.12~13
交付請求	工事後 (実績報告の内容 が確定されてから)	⑦	補助金交付請求書	様式第9号	p.14~17
		⑧	補助金交付請求書(代理受領)	様式第10号	
		⑨	請求及び受領に関する委任状	様式第11号	p.18
事業の変更	事業の内容に変更 があった時	⑩	補助事業変更等承認申請書	様式第5号	p.19~20
事業の繰越	1月末までに完了し ない事が判明した 時	⑪	補助事業繰越承認申請書	様式第6号	p.21
評価機関用	評価機関に技術審 査を頼む時 (設計・工事)	⑫	評価依頼書兼結果通知書		p.22~23
		⑬	事業計画書(木造)		p.24
その他 添付書類	(設計)認定申請時 (工事)評価依頼時	⑭	見積書(見本)		p.25~26
	実績報告時	⑮	請負契約書(見本)		p.27~28
		⑯	領収書(見本)		p.29~30
	交付申請時	⑰	消費税補償要否フロー図	申請者が法人のみ	p.31

① 補助対象事業認定申請書 様式第1号

様式第1号 (第6条関係)

高知市長 様

提出日 令和 ● 年 4 月 1 日

所有者又は所有者の家族 申請者

〒 780-8571
住所 高知市本町五丁目1番45号
ふりがな たいしん おさむ
氏名 耐震 修
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)
電話 823-9470

補助対象事業認定申請書 (耐震改修設計)

高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり認定を申請します。

記

耐震改修住宅所在地	(住所) 高知市本町五丁目1-45 (地番) 高知市本町五丁目28-1
構造等	木造 2階
住宅所有者氏名 (申請者との続柄)	耐震 改 (父)
耐震改修設計見積額	349,800 円
一般診断の家屋番号	令和 7年度 家屋番号 (001) ※

設計の見積金額と評定料の合計額(税込)を記入。
(例)
設計費 330,000円
評定(設計)19,800円
合計 349,800円

登記事項証明書又は住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類
位置図・配置図・現状平面図等
耐震改修設計見積書(評定料を含む)
市長が必要と認める書類

上には住所、下には地名地番を記入。2棟以上あつて同じ所在地番号の場合は、「南棟」「平家」「2階建て」など区別がつくようにしてください。

登記簿や名寄帳に記載されている所有者を記入。
所有者が2名以上いる場合は、全員を記入してください。4名以上いる場合は「他●名」でかまいません。
所有者が亡くなっている場合は、続柄は「亡●」と記入してください。

- 添付書類
- ・建物の登記事項証明書又は名寄帳の原本(昭和56年以前であることが記載されていない場合は、建築確認済証等が必要)・・・p.32へ
 - ※高知市の一般診断を受けている方のみ、最新年度の固定資産税の課税明細書のコピーでも可
 - ・建物の位置図・配置図・現状の平面図(面積が計算できるように寸法が記載されたもの)
 - ・耐震改修設計見積書(コピー)・・・p.25へ
 - ・委任状・・・p.8へ

② 委任状

委 任 状

私は 設計事務所 (株) 高知あんしん建築

氏 名 安心 守 を代理人と定め

下記の権限を委任します。

設計事務所の耐震診断士名

記

高知市住宅耐震改修費等補助金交付事業の申請業務に関する一切の権限

認定申請日以前

令和 ● 年 4 月 1 日

申請者 住 所 高知市本町5丁目1番45号

氏 名 耐震 修

印

氏名を印字する場合は押印
が必要です。

(法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

③ 補助金交付申請書(既存木造住宅) 様式第3号

様式第3号(第7条関係)

評価機関に評価依頼すると同時に
提出する場合は空白

令和●年5月1日

高知市長 様

認定通知書に記載されている日付・番号を記入(業者宛に送付したFAXにも記載しています)

氏名を印字する場合は押印が必要です。

申請者

〒 780-8571
住所 高知市本町五丁目1番45号
ふりがな たいしん おさむ
氏名 耐震 修 **印**
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話 823-9470

補助金交付申請書(既存木造住宅)

令和●年4月5日付け●高知市指令**重建指第15号**により認定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金に係る既存木造住宅について、補助金の交付を受けたいので、高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約するとともに、当該事業に係る申請書及び報告書並びに添付書類に記載された内容を、個人が特定できない範囲で耐震対策関連事業の普及及び啓発目的で利用することに同意します。

記

住所地进行記入

1 補助対象物件

耐震改修住宅所在地	高知市本町五丁目1-45
構造等	木造 2階

2 補助金交付申請額等

	補助対象経費	補助金交付申請額
耐震改修設計	金 330,000円	金 205,000円
評定料(設計)	金 19,800円	金 19,800円
耐震改修工事	金1,800,000円	金1,250,000円
評定料(工事)	金 19,800円	金 19,800円
合計	金2,169,600円	金1,494,600円

3 添付書類

- (1) 県税及び市税を滞納していないことを証する書類
- (2) 評価依頼書兼結果通知書(耐震改修設計)一式
- (3) その他市長が必要と認める書類

耐震改修設計は上限205,000円
耐震改修工事は工事見積額×0.8で上限1,250,000円
(法人は工事見積額×0.8で上限1,000,000円)
評定料は設計・工事各上限19,800円

添付書類

- ・高知県税及び高知市税の滞納がない証明書(申請者の分のみ)・・・p.32へ
- ・評価依頼書兼結果通知書(耐震設計用で結果通知書に評価機関の証明印があるもの)・・・p.22へ

④ 実績報告書(既存木造住宅)

様式第7号

様式第7号 (第12条関係)

評価機関に評価依頼すると同時に提出する場合は空白(評価機関から結果通知が届いた日を高知市で記入します。)

令和 ● 年 8 月 1 日

高知市長 様

交付決定通知書に記載されている日付・番号を記入(業者宛に送付したFAXにも記載しています)

住所 高知市本町5丁目1番45号
申請者 氏名 耐震 修

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

実績報告書 (既存木造住宅)

注意!
認定通知の番号と間違わないように!!

令和●年5月10日付け●高知市指令重建指第100号で交付決定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金について、補助事業が完了しましたので、高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 実績額等

	補助対象経費 (実績額)	補助金交付決定額
耐震改修設計	金 330,000円	金 205,000円
評定料 (設計)	金 19,800円	金 19,800円
耐震改修工事	金1,800,000円	金1,250,000円
評定料 (工事)	金 19,800円	金 19,800円
合計	金2,169,600円	金1,494,600円
整理番号	●A-20	
補助事業完了年月日	令和 ●年 7月 30日	

交付決定通知書に記載されている整理番号を記入(業者宛に送付したFAXにも記載しています)

2 添付書類

- (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事請負契約書 (写し)
- (2) 耐震改修設計費及び耐震改修工事費領収書 (写し)
- (3) 評価依頼書兼結果通知書 (耐震改修工事) 一式
- (4) 代理受領確認書
- (5) その他市長が必要と認める書類

評価機関に評価依頼すると同時に提出する場合は空白

(注) 代理受領をする場合は、耐震改修設計費領収書及び耐震改修工事費領収書の金額について、実績額と補助金交付決定額との差額 (自己負担額) のものを提出してください (自己負担額を超える額を業者に支払済みの場合は、代理受領はできません。)

添付書類

- ・耐震改修設計及び耐震改修工事請負契約書(コピー)・・・p.27～28へ
- ・耐震改修設計費及び耐震改修工事費領収書(コピー)・・・p.29～30へ
- ・評価依頼書兼結果通知書(耐震改修工事用で結果通知書に評価機関の証明印があるもの)・・・p.23へ
- ・代理受領確認書・・・p.11へ
- ・口座振替申出書・・・p.12～13へ

⑤ 代理受領確認書

代理受領・・・申請者は契約金額と補助金の差額を業者に支払うことにより、補助金は業者に支払われる仕組み。

令和 ● 年 8 月 1 日

高知市長 様

住 所 高知市本町5丁目1番45号
申請者 氏 名 耐震 修

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

代理受領確認書

高知市住宅耐震改修費等補助金の代理受領について、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は構造設計一級建築士等及び耐震改修工事を行った登録工務店又は施工者と協議の上、下記のとおりとします。

記

(1) 耐震改修設計	(代理受領を	<input checked="" type="radio"/> する	・	<input type="radio"/> しない)
(2) 耐震改修工事	(代理受領を	<input checked="" type="radio"/> する	・	<input type="radio"/> しない)

- ・代理受領をする・しないのどちらかに○を記入してください。
- ・非木造の場合は、該当する事業区分のみに記入してください。

工事前に提出した事業
計画書から変更があつ
てもかまいません。

(注) この確認書を提出後は代理受領の内容の変更はできません。

⑥ 口座振替申出書

債権者登録がある場合

口 座 振 替 申 出 書

高知市から支払いされる補助金については、下記口座へ振替願います。

記

○ 高知市債権者登録をしている方

高知市出納課に登録している10桁の番号を記入

債権者番号

0	0	0	1	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○ 高知市債権者登録をしていない方

末尾にAがついた債権者番号をおもちの方は下記のとおり変換してください。

(例)
0012345A ⇒ 0000012345
頭に000を3つ付けてAを省く

振込先金融機関	銀行 信金 農協 信組 労金	出張所
預金種別	1. 普通 2. 当座 9. その他	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

令和 ●年 8 月 1 日

高 知 市 長 様

代理受領するしないに関わらず必ず申請者

(補助事業申請者) 住 所 高知市本町5丁目1番45号

氏 名 耐震 修

- 備 考
1. 預金種別は、該当番号を○で囲んでください。
 2. 口座名義人氏名には、必ずフリガナをお書きください。
 3. 口座名義人氏名に職名がついているときは、省略せず正確に記載してください。

耐震改修設計と評定料(設計)はセットです。また、耐震改修工事と評定料(工事)はセットです。

(1) 設計・工事ともに代理受領をしない場合

様式第9号

様式第9号 (第14条関係)

令和 ● 年 ● 月 ● 日

高知市長 様

申請者名

住所 高知市本町5丁目1番45号

請求者 氏名 耐震 修

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

交付決定通知書に記載されている日付・番号を記入(業者宛に送付したFAXにも記載しています)

補助金交付請求書

令和●年5月10日付け●高知市指令重建指第100号により交付決定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金について、高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第14条1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額		金1,494,600円
内	耐震改修設計	金 205,000円
	評定料(設計)	金 19,800円
訳	耐震改修工事	金1,250,000円
	評定料(工事)	金 19,800円

⑦ 補助金交付請求書 及び ⑧ 補助金交付請求書(代理受領)

様式第9・10号

耐震改修設計と評定料(設計)はセットです。また、耐震改修工事と評定料(工事)はセットです。

(2) 設計は代理受領をせず、工事は代理受領をする場合

様式第9号 (第14条関係)

令和●年●月●日

高知市長 様

申請者名を記入

住所 **高知市本町5丁目1番45号**

請求者 氏名 **耐震 修**

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

補助金交付請求書

記

令和●年5月10日付け●高知市指令**重建指第100号**により交付決定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記の通り請求します。

補助金交付請求金額		金 224,800円
内訳	耐震改修設計	金 205,000円
	評定料(設計)	金 19,800円
	耐震改修工事	金 -円
	評定料(工事)	金 -円

設計分のみ記入

様式第10号 (第15条関係)

令和●年●月●日

高知市長 様

工事業者名

住所 **高知市鷹匠町二丁目5-7**

請求者 氏名 **(株) 在来工務店**

代表取締役 木造 建男

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

補助金交付請求書 (代理受領)

代理受領

記

令和●年5月10日付け●高知市指令**重建指第100号**により**耐震 修**が交付決定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記の通り請求します。

補助金交付請求金額		金1,269,800円
内訳	耐震改修設計	金 -円
	評定料(設計)	金 -円
	耐震改修工事	金1,250,000円
	評定料(工事)	金 19,800円

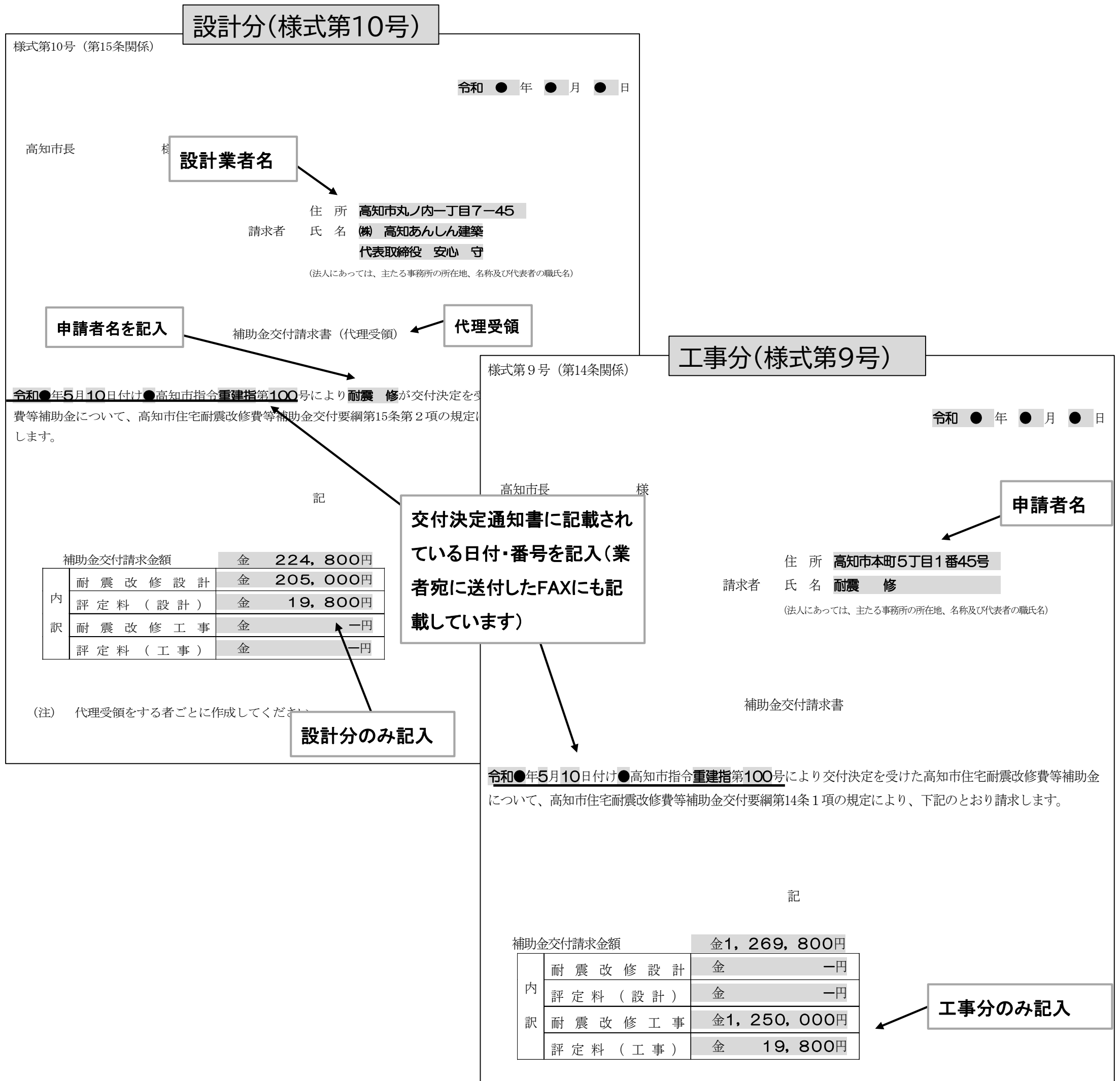
工事分のみ記入

(注) 代理受領をする者ごとに作成してください。

交付決定通知書に記載されている日付・番号を記入(業者宛に送付したFAXにも記載しています)

耐震改修設計と評定料(設計)はセットです。また、耐震改修工事と評定料(工事)はセットです。

(3) 設計は代理受領をし、工事は代理受領をしない場合



耐震改修設計と評定料(設計)はセットです。また、耐震改修工事と評定料(工事)はセットです。

(4) 設計、工事ともに代理受領をする場合

様式第10号 (第15条関係) **設計分(様式第10号)**

令和 ● 年 ● 月 ● 日

高知市長 様

設計業者名

住所 高知市丸ノ内一丁目7-45

請求者 氏名 (株) 高知あんしん建築

代表取締役 安心 守

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

申請者名を記入 補助金交付請求書 (代理受領)

令和●年5月10日付け●高知市指令●重建指第100号により耐震 修が交付決定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金について、高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第15条第2項の規定に
記 します。

設計分のみ記入

補助金交付請求金額		金 224,800円
内 訳	耐震改修設計	金 205,000円
	評定料(設計)	金 19,800円
	耐震改修工事	金 -円
	評定料(工事)	金 -円

(注) 代理受領をする者ごとに作成してください。

交付決定通知書に記載されている日付・番号を記入(業者宛に送付したFAXにも記載しています)

様式第10号 (第15条関係) **工事分(様式第10号)**

令和 ● 年 ● 月 ● 日

高知市長 様

工事業業者名

住所 高知市鷹匠町二丁目5-7

請求者 氏名 (有) 在来工務店

代表取締役 木造 建男

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

補助金交付請求書 (代理受領) **申請者名を記入**

令和●年5月10日付け●高知市指令●重建指第100号により耐震 修が交付決定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金について、高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求
記 します。

工事分のみ記入

補助金交付請求金額		金 1,269,800円
内 訳	耐震改修設計	金 -円
	評定料(設計)	金 -円
	耐震改修工事	金 1,250,000円
	評定料(工事)	金 19,800円

(注) 代理受領をする者ごとに作成してください。

設計と工事業業者が同じ場合は、両方を記入してください。(1枚提出)

補助金交付請求金額		金 1,494,600円
内 訳	耐震改修設計	金 205,000円
	評定料(設計)	金 19,800円
	耐震改修工事	金 1,250,000円
	評定料(工事)	金 19,800円

⑨ 請求及び受領に関する委任状 様式第11号

代理受領を選択した場合に提出
設計業者と工事業者が違う場合はそれぞれ提出

様式第11号（第15条関係）

令和 ● 年 ● 月 ● 日

交付決定通知書に記載されている日付・番号を記入（業者宛に送付したFAXにも記載しています）

市長 様

請求及び受領に関する委任状

私は、令和●年5月10日付け●高知市指令重建指第100号により交付決定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金の交付の請求及び受領について、高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり委任します。

記

委任者（申請者）

住所 高知市本町5丁目1番45号

氏名を印字する場合は押印が必要です。

氏名 耐震 修 (印) (※)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

受任者（耐震改修設計又は耐震改修工事を行った者）

住所 高知市丸ノ内一丁目7-45

設計業者又は工事業者

(株) 高知あんしん建築

氏名 代表取締役 安心 守

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

委任する金額及び内訳

	金	224,800円
内	耐震改修設計	金 205,000円
	評定料（設計）	金 19,800円
訳	耐震改修工事	金 ー円
	評定料（工事）	金 ー円

設計と工事業者が同じなら両方を記入

(注) 受任者ごとに作成してください。

⑩ 補助事業変更等承認申請書 様式第5号

事業内容に変更があった場合に提出(軽微な変更は除く)

(例)

- ・住宅耐震改修事業の廃止
- ・補助金額の増額(減額は提出不要)
- ・補助対象経費の30%以上の増減
- ・申請者の変更(亡くなった場合等)
- ・工事業者の変更

補助金額の増額の例

提出日

様式第5号 (第10条関係)

令和 ● 年 7 月 15 日

高知市長 様

住 所 高知市本町5丁目1番45号

申請者 氏 名 耐震 修

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

交付決定通知書に記載されている日付・番号を記入(業者宛に送付したFAXIにも記載しています)

補助事業変更等承認申請書

令和●年5月10日付け●高知市指令**重建指第100**号により交付決定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金について、下記のとおり事業内容の(変更)・廃止 をしたいので、高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

1 変更等の理由

追加工事による工事金額の増額及び補助金額(耐震改修工事)の増額

2 変更等の内容

(変更前)

補助対象金額 1,400,000円 補助金額 1,120,000円

(変更後)

補助対象経費 1,600,000円 補助金額 1,250,000円

金額変更の場合は、見積書を提出してください。

⑩ 補助事業変更等承認申請書 様式第5号

事業の廃止の例

様式第5号 (第10条関係)

令和 ● 年 7 月 15 日

提出日

高知市長 様

住所 高知市本町5丁目1番45号

申請者 氏名 耐震 修

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

補助事業変更等承認申請書

交付決定通知書に記載されている日付・番号を記入(業者宛に送付したFAXにも記載しています)

令和●年5月10日付け●高知市指令**重建指第100**号により交付決定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金について、下記のとおり事業内容の 変更 **廃止** をしたいので、高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

1 変更等の理由

工事を行わないため

2 変更等の内容

耐震改修設計及び耐震改修工事の廃止

⑪ 補助事業繰越承認申請書 様式第6号

1月末までに事業が完了しない(実績報告が出せない)場合に提出
 高知市からの繰越承認通知が発行されないと、補助金を受けることができなくなるので注意(今後補助金の申請をすることも不可)
 実績報告が2月1日を過ぎる場合は必ず提出

1~3月の間に提出

様式第6号 (第11条関係)

令和 ● 年 3 月 15 日

高知市長 様

住所 高知市本町5丁目1番45号

申請者 氏名 耐震 修

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

補助事業繰越承認申請書

交付決定通知書に記載されている日付・番号を記入(業者宛に送付したFAXにも記載しています)

令和●年5月10日付け●高知市指令重建指第100号により交付決定を受けた高知市住宅耐震改修費等補助金について、年度内で完了することができなくなりましたので、高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり翌年度への繰越の承認を申請します。

記

1 繰越理由
 当該年度の1月末までに工事が完了しないため

2 補助金交付決定額 金1,494,600円

内 訳	耐震改修設計	金 205,000円
	評定料(設計)	金 19,800円
	耐震改修工事	金1,250,000円
	評定料(工事)	金 19,800円
	除却工事	金 ー 円

この欄は記入不要

3 補助事業完了予定年月日
 令和 ● 年 9 月 30 日

必ず交付決定を受けた年度の翌年度9月30日までを記入

⑫ 評価依頼書兼結果通知書 耐震改修設計用

令和〇年〇月〇日

提出する評価機関名を記入

評価機関
○○○○○○ 御中

補助金の申請者名を記入

設計

評価依頼書兼結果通知書

住所 高知市本町5丁目1番45号
ふりがな たいしん おさむ
申請者 氏名 耐震 修
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

必ず設計用を使用

評価依頼書

高知市住宅耐震改修費等補助金において、耐震改修設計の評価依頼書を提出します。

認定ソフトの評点と合致すること

耐震改修住宅所在地		高知市本町5丁目1番45号	
構造等		木造 2階	
精密診断の上部構造評点最小値		現状	0.3
		補強計画	1.2

設計事務所

登録事業者	住所	高知市丸ノ内一丁目7-45		
	事業者名	(株) 高知あんしん建築		
	担当者名	安心 守		
	電話	○○○-○○○○	F A X	○○○-○○○○
	E-mail	○○○@○○○○		

※「評価機関」とは、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関登録制度要綱に基づき登録された団体
※「登録事業者」とは、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度に登録されている登録設計事務所または登録工務店

評価結果通知書

上記既存木造住宅の耐震改修設計が適切であるものと認め評価します。

令和 年 月 日

評価機関名 _____

評価者名 _____

証明欄

評価結果が出れば、直接、高知市に送付されます。(評価の進捗状況については各機関にお問い合わせください)

添付書類

- ・位置図、配置図、現状の平面図等(改修内容の記載されたもので、作成した耐震診断士の氏名及び登録番号のあるもの)
- ・耐震改修工事前(現状)の認定ソフトの精密診断法による耐震診断報告書(作成した耐震診断士の氏名及び登録番号のあるもの)
- ・耐震改修工事後(補強計画)の認定ソフトの精密診断法による想定耐震診断報告書(作成した耐震診断士の氏名及び登録番号のあるもの)
- ・事業計画書(木造) …p.24へ
- ・耐震改修工事費見積書(コピー) …p.26へ

⑫ 評価依頼書兼結果通知書 耐震改修工事用

令和〇年〇月〇日

提出する評価機関名を記入

評価機関
〇〇〇〇〇〇 御中

補助金の申請者名を記入

工 事

評価依頼書兼結果通知書

申請者 住所 高知市本町5丁目1番45号
ふりがな たいしん おさむ
氏名 耐震 修
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)

必ず工事用を使用

評価依頼書

高知市住宅耐震改修費等補助金において、耐震改修工事の評価依頼書を提出します。

認定ソフトの評点と合致すること

耐震改修住宅所在地	高知市本町5丁目1番45号		
構造等	木造 2階		
精密診断の上部構造評点最小値	補強計画	1. 2	竣工
			1. 3

設計事務所
又は工務店

登 録 事 業 者	住 所	高知市鷹匠町二丁目5-7		
	事業者名	(有) 在来工務店		
	担当者名	木造 建男		
	電 話	〇〇〇-〇〇〇〇	F A X	〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇@〇〇〇〇		

※「評価機関」とは、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関登録制度要綱に基づき登録された団体
※「登録事業者」とは、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度に登録されている登録設計事務所または登録工務店

評価結果通知書

上記既存木造住宅の耐震改修工事が適切であるものと認め評価します。

令和 年 月 日

評価機関名 _____

評価者名 _____

証明欄

評価結果が出れば、直接、高知市に送付されます。
(評価の進捗状況については各機関にお問い合わせください)

添付書類

- ・竣工図(耐震改修の内容の記載されたもので、現場確認等を実施した耐震診断士の氏名及び登録番号のあるもの)
- ・耐震改修工事後(竣工)の認定ソフトの精密診断法による耐震診断報告書(現場確認等を実施した耐震診断士の氏名及び登録番号のあるもの)
- ・耐震改修工事費見積書(竣工用)(コピー)※補強計画から変更なくても必要・・・p.26へ
- ・耐震改修工事の実施工程表(現場確認等を実施した耐震診断士の氏名及び登録番号並びに現場確認日のあるもの)
- ・写真(耐震改修工事に係る全ての補強内容が確認できるもの及び工事前後の建物の全景)

⑬ 事業計画書(木造)

※設計用に添付

事業計画書 (木造)	
申請者氏名	耐震 修
耐震改修住宅所在地	高知市本町五丁目1-45
耐震改修設計	登録設計事務所 登録番号: 設 H19-000 設計事務所名: (株) 高知あんしん建築 連絡先: 000-0000
	耐震診断士 登録番号: R08-000 氏名: 安心 守 連絡先: 000-0000 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">更新している場合は最新の登録番号を記入</div>
現場確認耐震診断士	登録番号: R08-000 氏名: 安心 守 連絡先: 000-0000
施工者 (登録工務店)	登録番号: 工 H19-000 会社名: (有) 在来工務店 住所: 高知市鷹匠町二丁目5-7 担当者氏名: 木造 建男 担当者連絡先: 000-0000
工事期間 (予定)	R0年0月0日 ~ R0年0月0日
代理受領 (予定)	耐震改修設計 (する) しない) / 耐震改修工事 (する) しない

⑭ 見積書(見本)

耐震改修設計見積書

見積作成日 令和〇年〇月〇日

No 20000531

御 見 積 書

申請者のフルネームを記載(連名でも可)

耐震 修 様

件 名: 〇〇邸耐震改修設計費

株式会社高知あんしん建築

工 期: 令和〇年〇月〇日~令和●年●月●日

〒780-0850

工事場所: 高知市本町五丁目1-45

住所: 高知市丸ノ内一丁目7-45

支払条件:

TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇

見積期限: 作成日から3か月間

FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇

下記の通り、お見積申し上げます。

担当:

金額 **¥349,800** (税込)

工事場所を記載

記載する場合、申請時点で期限が切れているものは不可(記載なくても可)

工事監理費や補助金の申請業務は対象外

項目	品質・形状・寸法	数量	単位	単価	金額
耐震改修設計					
1. 精密診断費					
	現地調査、報告書作成	1	式		80,000
2. 耐震改修設計費					
	現況図作成	1	式		50,000
	改修計画図書作成	1	式		65,000
	改修後の耐震診断書作成	1	式		50,000
	耐震改修工事費見積書作成	1	式		20,000
	経費	1	式		60,000
4. 調整費					-25,000
				耐震改修設計 小計	300,000
評定					
1. 評定料	評定機関依頼料	1	式		18,000
				評定 小計	18,000
				税抜総合計	318,000
				消費税(10%)	31,800
				税込合計	¥349,800

注意!

値引きをする場合は評定料からの値引きは不可。必ず評定以外の項目で処理すること。

<備考>

設計と評定の見積書を別々にしてもかまいません

14 見積書(見本)

耐震改修工事見積書

見積作成日 令和〇年〇月〇日
No 19810531

御 見 積 書

申請者のフルネームを記載(連名でも可)

耐震 修 様

件 名: 〇〇邸耐震改修工事
工 期: 令和〇年〇月〇日~令和●年●月●日
工事場所: 高知市本町五丁目1-45
支払条件:
見積期限: 作成日から3か月間

有限会社在来工務店
〒780-0862
住所: 高知市鷹匠町二丁目5-7
TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇
FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇

担当:

工事場所を記載

記載する場合、申請時点で期限が切れているものは不可(記載なくても可)

下記の通り、お見積申し上げます。

金額 ¥1,819,800 (税込)

項目	品質・形状・寸法	数量	単位	単価	金額
耐震補強工事					
1. 仮設工事					
	養生、資材費等	1	式		100,000
2. 解体工事					
	解体費	14	箇所	30,000	420,000
	廃材処理	14	箇所	5,000	70,000
3. 木工事					
	筋交い(45×90)	10	箇所	5,000	50,000
	面材(構造用合板 半間)	10	箇所	6,000	60,000
	面材(構造用合板 1間)	2	箇所	12,000	24,000
	内装復旧材等	1	式		250,000
4. 大工工事					
	大工手間	12	箇所	40,000	480,000
5. 金物工事					
	接合部金物(い、ろ、は)	10	箇所	650	6,500
	接合部金物(に、ほ、へ)	4	箇所	1,400	5,600
	筋交い固定金物	10	箇所	1,200	12,000
6. 内装工事					
	クロス貼り、美装	30	m ²	2,000	60,000
7. 諸経費		1	式		100,000
8. 調整費					-1,736
				耐震補強工事 小計	1,636,364
評価					
1. 評価料					
	評価機関依頼料	1	式	18,000	18,000
				評価 小計	18,000
				税抜総合計	1,654,364
				消費税	165,436
				税込合計	¥1,819,800

注意!

値引きをする場合は評価料からの値引きは不可。必ず評価以外の項目で処理すること。

工事に係る評価の依頼料を見積書に記載

補助金対象外費用(リフォーム等)がある場合は対象分と対象外分に分けてください。

工事と評価の見積書を別々にしてもかまいません

⑮ 請負契約書(見本)

耐震改修設計契約書

耐震改修設計契約書

令和〇年〇月〇日

契約日は認定決定通知日以降

印 収 紙 入

印紙は消印を押す

申請者名で契約
(連名でも可)

委託者 住 所 高知市本町五丁目 1-45
氏 名 耐 震 修

受託者 住 所 高知市丸ノ内一丁目 7-45
事務所 株式会社高知あんしん建築
氏 名 代表取締役 安心 守

件 名 〇〇 〇〇様邸 耐震補強設計等委託業務

両者は標記件名につき、『木造建築物耐震補強計画・設計・監理業務』について下記内容にて業務契約をする

尚、診断は(一財)日本建築防災協会発行「補強版 木造住宅の耐震精密診断と補強方法」及び高知県の定めた基準により実施する。

耐震診断の総合評点1.0以上は耐震性の目安を示すもので、本計画に基づいて補強された建築物が倒壊しないことを保証するものではありません。

より安全な状態にすることで生命を守ろうとするものです。

工事場所を記載

1. 物件所在地 : 高知市本町五丁目 1-45

2. 建物用途・構造・規模 : 住宅・木造・2階建 延床約〇〇㎡

3. 業務報酬額 : 349,800 円 (評定料 1 回分 計 19,800 円を含む)

4. 業務期間 : 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日

5. 業務報酬の支払い時期及び支払金額

補助金分の支払いは代理受領制度によるものとする。なお、補助金との差額が生じる場合は、その支払い時期を補助金実績報告書の所管官庁提出前とする。

之、高株
ん知式
建あ会
印築ん社

⑮ 請負契約書(見本)

耐震改修工事契約書

印紙は消印を押す

印 収
紙 入

印

工事請負契約書

工事場所を記載

1 工 事 名 ○○ ○○邸 耐震改修工事

2 工 事 場 所 高知市本町五丁目1番45号

3 工 期 令和○年○月○日 から
令和○年○月○日 まで(予定)

4 請 負 代 金 額 金 1,819,800 円
うち 工事価格 1,654,364 円
消費税額(10%) 165,436 円

評定料を含む

5 工 事 内 訳 別紙のとおり添付(評定料を含む)

6 支 払 方 法	前払金	契約時	—	円
	部分金	中間時	—	円
	竣工金	請求書発行後7日以内	550,000	円
	代理受領制度利用		1,269,800	円

上記の工事について、注文者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

契約日は交付決定通知日以降

注文者 住所 高知市本町五丁目1-45

申請者名で契約
(連名でも可)

氏名 耐震 修

印

請負者 住所 高知市鷹匠町二丁目5-7

氏名 有限会社在来工務店
代表取締役 木造 建男

店 在 有
之 来 限
印 工 会
務 社

⑩ 領収書(見本)

耐震改修設計領収書(代理受領をしない場合)

領 収 書							
申請者のフル ネームを記載(連 名でも可)	耐震 修 様 発行日 令和〇年〇月〇日						
	金額 ¥349,800 (税込)						
	但 耐震 修邸 耐震改修設計費及び評定料として						
	上記正に領収いたしました。						
印紙は消印を押す	<table border="1"> <tr> <td>内 訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税抜金額</td> <td>¥318,000</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>¥31,800</td> </tr> </table>	内 訳		税抜金額	¥318,000	消費税等	¥31,800
内 訳							
税抜金額	¥318,000						
消費税等	¥31,800						
	株式会社高知あんしん建築 〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-45 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇 担当: 〇〇 〇〇						
	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 之し高林 ん知武 建あ会 印築ん社 </div>						
	但し書きに「耐震改修設計」と「評定」の両方を記載						

耐震改修工事領収書(代理受領をしない場合)

領 収 書							
申請者のフル ネームを記載(連 名でも可)	耐震 修 様 発行日 令和〇年〇月〇日						
	金額 ¥1,819,800 (税込)						
	但 耐震 修邸 耐震改修工事費及び評定料として						
	上記正に領収いたしました。						
印紙は消印を押す	<table border="1"> <tr> <td>内 訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税抜金額</td> <td>1,654,364</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>165,436</td> </tr> </table>	内 訳		税抜金額	1,654,364	消費税等	165,436
内 訳							
税抜金額	1,654,364						
消費税等	165,436						
	有限会社在来工務店 〒780-0862 高知市鷹匠町二丁目5-7 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇 担当: 〇〇 〇〇						
	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 店在有 之来限 印工会 務社 </div>						
	但し書きに「耐震改修工事」と「評定」の両方を記載						

⑩ 領収書(見本)

耐震改修設計領収書(代理受領をする場合)

設計の補助対象金額と補助金交付決定額が同じ場合は提出しなくてもかまいません

領 収 書

耐震 修 様

発行日 令和〇年〇月〇日

金額 ¥125,000 (税込)

但 耐震 修邸 耐震改修設計費及び評定料として

上記正に領収いたしました。

印 収 紙 入	内 訳	
	税抜金額	¥113,636
	消費税等	¥11,364

株式会社高知あんしん建築
〒780-0850
高知市丸ノ内一丁目7-45
TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇
FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇
担当: 〇〇 〇〇

之し高林
ん知武
建あ会
印築ん社

印

申請者のフル
ネームを記載(連
名でも可)

但し書きの評定料の
記載は無くても可

印紙は消印を押す

補助対象金額から補
助金交付決定額を引
いた額を記入

耐震改修工事領収書(代理受領をする場合)

領 収 書

耐震 修 様

発行日 令和〇年〇月〇日

金額 ¥550,000 (税込)

但 耐震 修邸 耐震改修工事費及び評定料として

上記正に領収いたしました。

印 収 紙 入	内 訳	
	税抜金額	500,000
	消費税等	50,000

有限会社在来工務店
〒780-0862
高知市鷹匠町二丁目5-7
TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇
FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇
担当: 〇〇 〇〇

店在有
之来限
印工会
務社

印

申請者のフル
ネームを記載(連
名でも可)

但し書きの評定料の
記載は無くても可

印紙は消印を押す

公的証明書等の有効期限

名称	有効期限	内容	発行場所等
登記事項証明書 (全部事項証明書)	申請時点で発行3ヶ月以内 (原本)	対象となる建物の登記簿	法務局、又はインターネット登記情報 提供サービス(有料の照会番号付き に限る)
土地・家屋課税台帳(補充 台帳)兼名寄帳 ※略称名は「名寄帳」	申請時点で発行3ヶ月以内 (原本)	対象となる建物の固定資産税 の証明書 ※4～5月は閲覧用(無料)が 発行されることがありますが、 必ず有料(証明書として効力 あり)のものをお取りください。	高知市役所 資産税課 ※地域の窓口センターでは取得でき ません。
納税証明書(高知県税用)	申請時点で発行3ヶ月以内 (原本)	申請者の高知県税の滞納が ないことの証明書 ※取得の際は「補助金申請の ための高知県税の滞納がな い証明書」と申し出てください。	高知県内の県税事務所
完納証明書又は滞納無証 明書(高知市税用)	申請時点で発行3ヶ月以内 (原本)	申請者の高知市税の滞納が ないことの証明書 ※取得の際は「補助金申請の ための高知市税の滞納がな い証明書」と申し出てください。	高知市役所 資産税課
固定資産税納税通知書・課 税明細書	申請時点で属する年度のも の(コピー可)	対象となる建物の固定資産税 の通知書	毎年4月に家屋の所有者等に郵送さ れる。 再発行は高知市役所 資産税課で 可能。

住宅耐震改修証明書の発行について (耐震改修工事後の所得税額の特別控除と固定資産税額の減額)

◆所得税額特別控除及び固定資産税額減額の概要

昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修工事をされた場合、一定条件を満たすと所得税額の特別控除と固定資産税額の減額を受けることができます。

○所得税額の特別控除について

個人が自己の居住の用に供する家屋を耐震改修した場合

○固定資産税額の減額について

耐震改修を行った住宅

※控除・減額を受けるためには、耐震改修工事に対しての証明書が必要となります。

※高知市で住宅耐震改修工事補助金を利用された方には住宅耐震改修証明書の発行を行います。

※高知市の補助金を受けずに工事した場合は、建築士等(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人)が発行する証明書が必要です。

◆住宅耐震改修証明書発行までの流れ

- (1)住宅耐震改修補助金の支払いが完了した申請者に対して建築指導課から証明申請書を送付。
- (2)証明の必要な方(補助金の申請者・所有者・所有者の家族等)が住所・氏名等を記入し建築指導課へ返送。(窓口・郵送)
- (3)提出された証明書に高知市が市長印を押印して、再度申請者に返送。
- (4)届いた証明書を各窓口に提出。
所得税…各地域の税務署
固定資産税…資産税課(823-9426)

※手続方法など詳細については提出先に直接お問い合わせください。

◆注意事項

- (1)住宅耐震改修証明書は原則、補助金の申請者に対して発行しますが、申請者の相続人や家族でも申請ができる場合がありますのでご相談ください。
- (2)住宅耐震改修証明書が発行できる期間は過去10年以内に補助金を利用して耐震改修をされた方です。それより以前は工事を行った工務店等に耐震基準適合証明書の発行を依頼してください。

おわりに

住宅の耐震化は、地震による倒壊の危険性や閉じ込めによる被害が軽減され、より多くの命を守ることに繋がります。しかしながら地震の規模や回数、揺れが長くなると、耐震化した住宅であっても必ず倒れないというわけではありません。大きな地震が発生した場合は、揺れがおさまるのを待ち、避難ビルや避難タワー等に逃げるようにしましょう。また、日頃から避難場所や避難ルートを確認し、日用品等の備蓄も行うようにしましょう。

耐震に関する他の補助金制度等

① 木造住宅除却補助金・・・建築指導課

昭和56年5月31日以前に建てられた耐震性のない木造住宅を除却(解体)する場合の補助金
補助金上限・・・30万円

※過去に住宅の耐震改修を行っている場合はこの補助金を利用することはできません。

② ブロック塀等解体補助金・・・建築指導課

避難路等に面している危険と判断されたブロック塀等の解体の補助金
補助金上限・・・20.5万円

③ 家具等転倒防止対策支援制度・・・地域防災推進課(823-9040)

家具等の転倒防止器具の取り付けを無料で代行(器具の代金は申請者負担)

リ・バース60について

『リ・バース60(耐震改修利子補給制度)』とは、高齢者世帯の住宅耐震化を促進するため、住宅金融支援機構が創設した制度です。高知市の耐震改修補助を利用する方が耐震改修工事や併せてリフォーム工事をする場合に、自宅と土地を担保に【リ・バース60】の融資を受けることで、毎月の利息負担を軽減する仕組みです。

元金は担保物件の相続時、売却等により一括にて返済することができます。

この制度を利用する場合、耐震改修工事補助の内、国負担分が受けられなくなり、補助額は1棟あたり最大675,000円となります。(耐震改修設計補助及び評定料は別途補助可能)